

令和 8 年

第 3 回市議会定例会 議案第 1 5 号

令和 7（2025）年度函館市公共下水道事業会計剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定
により、令和 7（2025）年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰
余金を下記のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

函館市長 大 泉 潤

記

令和 7 (2025) 年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 11, 228, 932, 806	円 1, 288, 650, 640	円 3, 051, 240, 454
議会の議決による処分数額	1, 028, 646, 054		△1, 028, 646, 054
資本金への組入れ	1, 028, 646, 054		△1, 028, 646, 054
条例第 7 条による処分数額			
処分後残高	12, 257, 578, 860	1, 288, 650, 640	(繰越利益剰余金) 2, 022, 594, 400

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和 41 年函館市条例第 51 号)
を指す。

(根拠規定)

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項